

	English	中文	交通アクセス・地図	お問い合わせ	サイトマップ	サイト内検索
	受験生の方	広大へ留学希望の方	一般・地域の方	企業の方	卒業生の方	在学生・保護者の方

- 大学案内
- 入試情報
- 教育・学生生活
- 研究
- 社会連携
- 留学・国際交流
- 学部・大学院等
- 研究所・施設等
- 広報・報道
- 採用情報
- 校友会・同窓会
- 支援財団・基金
- 図書館・博物館等
- 大学病院
- 附属学校

[トップページ](#) > [広報・報道](#) > [報道発表・報道された広島大学](#) > [平成21年1月-12月](#) > 司法研修にかかる科目等履修生受入れに関する覚書の締結について

司法研修にかかる科目等履修生受入れに関する覚書の締結について

NEWS RELEASE  広島大学

広島大学学長室広報グループ
〒739-8511 広島市鏡山 1-3-2
TEL:082-424-6017 FAX:082-424-6040
E-mail:koho@office.hiroshima-u.ac.jp
(※@は半角に置き換え送信してください。)

平成21年1月20日

司法研修にかかる覚書の締結について

広島大学(学長:浅原利正)と日本行政書士会連合会(会長:宮本達夫)および広島県行政書士会(会長:塩出啓典)は、行政書士法第13条の2に基づく司法研修に関する覚書を、本日、締結しましたのでお知らせいたします。

本覚書は、広島県行政書士会に属する行政書士が、司法研修に必要な授業科目を、広島大学の科目等履修生として受講することにより、行政書士としての専門知識を身につけ、行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、併せて国民の利便に資することができるように資質の向上を図ることを目的とするものです。

本覚書の締結により、広島大学では、研究科・学部の授業に行政専門家が科目等履修生として参加することで、授業の活性化が図られることが期待されるとともに、教員への波及効果により、教育の質の向上に寄与するものと考えています。また、評価の高い行政書士の育成にかかわることは、地域社会への貢献と認識しており、今後とも、司法研修の充実のため、行政書士会との連携強化を図っていく予定です。

※参考
行政書士法第13条の2

(研修)
第十三条の二 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会が実施する研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

【お問い合わせ先】
広島大学教育室教務グループ 担当:田原
電話:082-424-7133
広島県行政書士会企画開発部 担当:酒井
電話:082-249-2480

広大公式アカウント一覧

-  Twitter
-  Facebook (日本語版)
-  Facebook (英語版)
-  YouTube
-  行事カレンダー
-  ストリートビュー
-  キャンパスカメラ
-  学内ポータル